

「平成30年度 被災地企業の資金調達支援事業」に協力頂ける
クラウドファンディングのプラットフォーム事業者の登録を募集します（募集要項）

一般社団法人RCF

東日本大震災の被災地では、産業復興を実現するため、被災地事業者の売上回復のための取組が求められています。そこで本事業では、自立的な資金調達手法であるクラウドファンディング（以下「CF」といいます。）を活用し、新商品開発・町のにぎわい回復等に取り組もうとする被災地事業者等（以下単に「事業者等」といいます。）の多様な事業主体を支援し、復興の加速を図ることとしています。

本事業の実施にあたり、多くの、CFのプラットフォームを運営する事業者（以下「PF事業者」といいます。）の御協力が不可欠であることから、下記により登録を募集します。
(本事業の事務局は復興庁の委託を受け、当団体が担当しています。)

記

1. CFの種類

本事業においてCFとは、いわゆる「先行予約販売型／購入型」「寄附型」「投資型」等の全てを含むものとします。したがって、どの種類のプラットフォームを運営するPF事業者でも応募できます。

2. 本事業の実施期間

平成31年3月29日(金)まで（次年度以降については復興庁で検討中です）。

3. 応募要件

応募にあたっては、以下を要件とさせて頂きます。なお、復興庁または事務局が、以下のいずれかを満たしていないと判断した場合、PF事業者プールへの登録をお断りする場合があります。

ア. 【別紙1：本事業の仕組み】を良く理解頂き、復興庁及び事務局に御協力頂けること。
(なお、特に支障ない限り、PF事業者のサイト上で本事業への協力等について表示頂くことについても想定しています。)

イ. 本事業を通じ、国費によりCF案件の磨き上げが行われることに鑑み、PF事業者が、CFを実施する事業者等から徴収する手数料（決済手数料等を含む）を一定の水準以下に設定頂けること。

ウ. PF事業者が事業規模に比して十分な資力を有していること。

エ. PF事業者が信頼に足る運営体制を整備していること。具体的には以下に該当すること。

（1）業務の実施体制の確保

ア. 日本語での対応ができるとともに、十分なコミュニケーション能力を有すること。
イ. 本業務の円滑な運営を図るため、本事業に係る事務局との連絡担当者（正副各1名以上）を配置し、事務局との連絡を密にして本業務を行って頂けること。

ウ. 民法、刑法、職業安定法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、及び個人情報の保護に関する法律等の関連法規を遵守すること。

エ. その他、PF事業者として信頼に足る運営体制を整備していることが明らかなこと。

（2）以下に該当しないこと。

- ① 法人等の役員等（役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である場合
- ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている場合
- ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している場合
- ⑤ その他以下に示すような、契約の相手方として不適当な行為をする場合
 - ・暴力的な要求行為を行う者
 - ・法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ・取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - ・偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者
 - ・その他上記各項目に準ずる行為を行う者

4. 応募方法、問い合わせ等

随時受付を行います。別添様式をEメールより事務局へ提出ください。その後、事務局よりヒアリングを含む必要な確認等を行いますので、事務局手続に時間を頂く場合があること御了承ください（極力、以下(事務局)宛に事前相談を頂くようお願いします。）

＜提出／問い合わせ先＞

平成30年度「被災地企業の資金調達等支援事業」事務局

一般社団法人RCF 山本、大槻

E-mail : cf@rcf.co.jp (電話 : 03-6447-0041)

(参考 : 復興庁事務担当)

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目1番1号

中央合同庁舎第4号館10階

復興庁支援機構班 畠山、足立、風見

電話 : 03-6328-0261 (直通) FAX : 03-6328-0298

以上

【別紙1】本事業の仕組み

0. (参考) 本事業全体の定量的な成果目標

以下の通りとしています。

- ア. 本事業を通じ、CFを通じて何らかの資金調達を行なった件数：60件
- イ. 本事業を通じ、事業者が資金調達できた額の総額：1.2億円
- ウ. 本事業における専門家プールを構成する被災地内の専門家の数：合計30者

1. 事務局及び地域コーディネート機関の配置

本事業においては、事業全体の事務局（復興庁の委託により一般社団法人RCFが担当）のほか、岩手県、宮城県および福島県（以下「主要3県」といいます。）の全域をおおむねカバーできるよう6機関程度の「地域コーディネート機関」を配置します。選定後、地域コーディネート機関を中心に3県等において本事業に関する説明会を30回以上開催する予定であり（おおむね、9月から11月前半の開催を想定）、この他にも、事務局及び地域コーディネート機関が、事業者によるCF実施に向けた案件形成を行います。

2. CF案件の審査

事業者がCF実施の意向を有した時点で、場合により地域コーディネート機関を通じ、事業者から申請書が事務局に提出されます。事務局は、外部審査委員会の意見を尊重しつつ当庁とも協議し、以下①～③を踏まえ、各CF案件を本事業による支援対象と位置付けるかか否かを決定します。

①本事業の支援対象となるCF案件は以下のいずれかとします。（例示はあくまで明確化のための記載であり、特定の業種や事業を対象とするものではありません。）

- ・被災地域内の事業者又は、被災地域内で営業を行っていた事業者が実施する案件（例：酒蔵の再建、商品の製造販売、新サービスの開発、販促キャンペーンの実施等）
- ・被災地域産の原料を活用する等、被災地の経済活動の促進に資する案件（例：都内で開催される復興関連イベント等）
- ・被災地域の知名度を向上させる等、風評・風化の防止に資する案件（例：インターネット上の風評分析・記録プロジェクト等）
- ・被災地域の、にぎわい回復、なりわいの再生に資する案件（例：空き店舗を活用したコミュニティスペースの構築等）

②この他に以下の観点から審査が行われます。

- ・目標金額に到達する可能性が見込まれるか。
- ・PF事業者プールの中から、案件に適したPF事業者の選定が可能か。
- ・目標金額が実際に集まった場合、計画が成功する可能性が高いか。
- ・調達目標金額が過少でないか。
- ・必要となる支援の規模が、目標金額に比して適切であるか。

③また、CFと関係性が薄い、事業者のコーポレートサイトに類するWEBサイトの構築等、事業者の私有財産の形成を直接的に支援することのないように留意されます。

3. 各案件に適したPF事業者の選定

上記の審査を経て、本事業の支援対象として位置づけられた各CF案件に関し、各CF案件に適したPF事業者の選定（マッチング）を行います。

具体的には、審査を経て、本事業の支援対象とする案件が明らかになるたびに、事務局から登録済の各PF事業者に、マッチング案を付して照会します。事務局で選定案を付すにあたっては、CF案件の「先行予約販売型」「購入型」「寄附型」「投資型」等の内容や、PF事業者ごとの取扱件数のバランスなどを踏まえ、適切な選定が行われるように努めます。

4. 専門家の派遣等を通じたCF案件の支援

審査およびPF事業者の選定が完了したCF案件について、事務局は、事業者と調整し、事前に登録された「専門家プール」から、各案件に適した専門家を派遣します。

専門家としては、以下2種類を想定しています。なお、専門家は、被災地内から選定されることが望ましい一方、「CFに関して高い知見を求められることに鑑み、被災地外の専門家や、PF事業者の職員を専門家として派遣することも検討する場合があります。

- ・マーケティング専門家

例えば「ブランディング戦略・返礼品の制度設計・SNS活用戦略」等につき指導する者。

- ・WEB・映像制作専門家

CF実施ページや、事業者のWEBサイトに掲載するためのコンテンツ制作等を指導する者。

5. 本事業の周知

以下ア.～エ.により、本事業の周知を図ります。各PF事業者におかれましては、特記事項を含め周知へのご協力をお願いします。また、各PF事業者において、各プラットフォーム上等で本事業の周知を行って頂くこと等を歓迎します。（ただし、告知方法等について当庁または事務局から意見を申し上げる場合は、その内容を尊重いただくものとします。）

ア. 本事業のWEBサイト

事務局は、本事業のWEBサイトを制作し（7月末ローンチ予定）、かつ、県庁・自治体等の行政機関、商工団体、金融機関等を通じ、本事業の対象となり得る事業者に本事業の内容を周知します。また、当該WEBサイト等を通じ、本事業の支援対象となったCF案件を国民一般に周知します。各PF事業者には、各CF案件の情報について必要な範囲で事務局に提供をお願いします。

※各PF事業者から、当該プラットフォームのロゴデータを送付頂き、上記WEBサイトに掲載することとしたく、応募時あるいは登録時に、ロゴデータを共有頂くようお願いします（ロゴ掲載上のルールや、いくつかロゴデータのバリエーションあれば同送下さい）。

ただし、事務局が制作したWEBサイト及びコンテンツに関する権利は、復興庁・事務局間の契約に基づき復興庁に帰属することとなりますので、ご了承ください。

イ. 案件横断型のイベントの実施

事業者の資金調達を促進するため、いわゆるオンラインでのイベント1回以上を組み合わせて実施される予定です。（なお、当該イベントは、1事業者ごとに実施するのではなく、例えば「食」のような特定テーマおよび該当事業者を選定し、複数案件・案件横断型で実施することを想定しています。）

ウ. 事例集の制作

本事業の支援対象となったCF案件事例集の制作を通じ、当該案件等を国民一般に周知します。

工. 報告書の作成

事務局において、類似の事業が実施される際に参考となるよう留意し、報告書を作成します。（なお、読み手の中には、CF自体の知見を有していない読者も想定されることから、具体事例の紹介や写真の活用等ビジュアル面での工夫によって、理解促進を高めることとしています。）

6. 被災地内におけるノウハウの蓄積

地域CDN機関選定後、事務局が本事業の運営者全体会合の実施すること等を通じて、地域CDN機関等とPF事業者との接点を設け直接的に知見を得られる機会を設ける可能性があり、各PF事業者におかれても、支障のない範囲でご協力をお願いします。

以上